

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して遊び、生活できる場を提供し、健全な育成を図る大切な施設です。そのため放課後児童支援員等の配置については、突発的な事故や職員が研修に参加する場合等への対応のため、児童の安全を確保するための最低基準として、1教室に対して放課後児童支援員1名以上を含む職員の複数配置が必要とする基準を国が定めています。この職員配置基準は、市町村が条例を定める際に従うべきものとされていますが、国は、全国的に放課後児童支援員等の人材確保が難しいという理由で、基準を参酌化する方針を示し、今期通常国会で児童福祉法を改定するとしています。

放課後児童支援員等の人材確保が困難であることは事実であり、特に保護者会が運営する小規模な放課後児童クラブでは、財政的にも大きな課題となっており、既存の公的支援制度の一層の拡充が必要と考えます。

しかし、従うべき基準が緩和され、放課後児童支援員の資格を持たない職員が1名で多くの児童に対応することになれば、放課後児童クラブの運営において最優先すべき児童の安全性が確保できなくなるおそれがあります。

よって、国及び政府関係機関においては、放課後児童クラブの職員配置基準等に係る「従うべき基準」について、児童の安全を確保するために堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成31年3月22日

岩手県陸前高田市議会